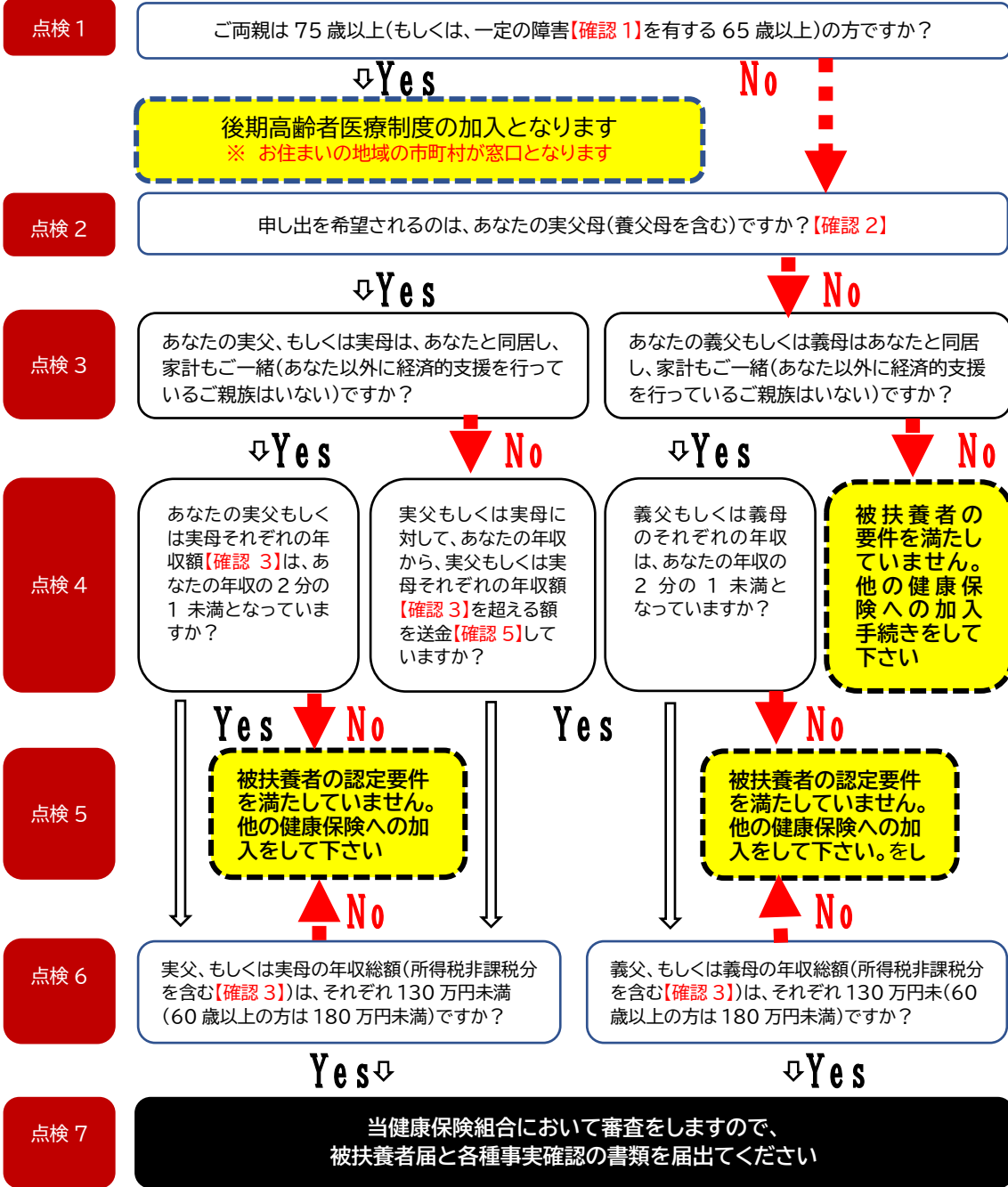


# チャート3

# 両親



【確認 1】 障害者手帳をお持ちで、身体障害者福祉法による障害等級 1～3 級に該当する方となります。

【確認 2】 ご両親の場合には、その両親が純粋に被保険者の経済的な支援がなければ、生計を維持することが困難であるのかを、過去の生計実態、あるいは届け出から将来に亘る生計の状況を確認し、認定の可否を判断します。

【確認 3】 遺族年金や障害年金など社会保障からの給付は、非課税であっても、収入の範囲となります。

【確認 4】 同居別居を問わず、生計維持関係の実態は把握させて頂きます。

【確認 5】 送金について、別居している父母を被扶養者として申請する場合、「被保険者により生計が維持されている」とみなされる条件を満たす必要があります。また、別居後も被保険者からの送金により生計が維持されていることを証明する必要があります(単身赴任による別居を除く)。

なお、送金は被保険者から認定対象者の口座に送金を毎月行なわなければなりません。